

改定案とりまとめに当たっての見直しについて (内容例示等の見直し指針等)

I 内容例示等の見直し

産業分類検討チームによる改定案をとりまとめるに当たり、現行の日本標準産業分類の各細分類に記載のある内容例示について、以下の見直しを行った。

1 全般的な例示

公務以外の例示は、以下の指針により見直しを行う。

- ・分類項目名または説明文と内容例示が同一のもの
項目名または説明文と、内容例示に重複した記述がある場合には、情報の有用性が低いと考えられるため、内容例示を削除する。 **指針①**
- ・製造業の説明文中における「主な製品」等の一部削除
大分類E－製造業の産業細分類の説明書きにある「主な製品」に関する記述に関し、当該部分の例示的な記載を○例示へ追記した上で削除する。 **指針②**

※1 細分類 1622、2664
→ 「主な製品は…である。」の記述は、主な製品に関して区分されて説明していることから、現行の記載の方がまとまっていてわかりやすいため、「主な製品は…である。」の記載ぶりを生かすとともに、よりわかりやすく箇条書きにした上で説明文と○例示が重複するものに関しては○例示を削除した。

※2 細分類 1629、1632、1634、1635、1639、2141、2432、2439、2481、2842、3253
→ 「主な製品は…である。」の記述を削除することによりかえって該当する分類がわかりにくくなることから、説明文は元のまま、説明文と○例示が重複するものに関しては○例示を削除した。
- ・表記上の修正
現行の説明文または例示の記載については、法令に合わせた記述、組織の統廃合に伴う名称変更、ジェンダー・フリーの記述、その他適切な記載へ修正を行うこととする。 **指針③**
- ・産業規模が大幅に縮小したもの
社会の変化や技術の進歩に伴い、産業規模が大幅に縮小するなど、当該産業の例示としては適さないと思料されるものを削除する。 **指針④**
- ・産業分類検討チームにて了承された改定案の他分類への反映
その他、これまでの産業分類検討チームにて了承された改定素案に関して、他の分類等の内容例示等への修正部分も反映する。 **指針⑤**

2 国家公務の例示

大分類S「公務」における国の各機関は、法律等に規定され、地方支分部局等の名称が明確であるため、分類上の紛れがあまりない。このため、○例示は、各省設置法などに位置付けられる機関を中心に記載する。ただし、過去の改定経緯等も踏まえ、必要に応じて政令等を根拠とする機関も記載することがある。

【立法機関】

- ・ 立法機関としては、国会の傘下機関である衆議院、参議院、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会を記載する。

【司法機関】

- ・ 司法機関としては、最高裁と下級裁判所、検察審査会を記載する。
なお、検察審査会は、(国組法3条機関ではないが、) 検察庁と紛らわしいので記載する。

【行政機関】

- ・ 行政機関としては、国家行政組織法第3条に位置付けられている国の行政機関(省、委員会、庁)は、行政機関としての独立性が高いので記載する。
- ・ □□委員会事務局の「事務局」は、行政機関としての委員会等に付随し、その庶務を担う組織であり、中心主体は行政機関としての委員会等であるため、「事務局」は記載しない。

指針⑥

- ・ 原則として、各省設置法などの法律の定めにより設置される「施設等機関」、「地方支分部局」、「外局」、「特別の機関」を設置法の記載順に記載する。また、「特別の機関」については、令和5年1月1日時点において、その本部が設置主体とは場所的に離れている場合に記載する。

指針⑦

- ・ 審議会等は、行政機関の長の諮問に依りて特別の事項を調査審議するものであるため、記載しない。

指針⑧

- ・ ×例示は、Sに分類されないことを明確にするため、基本的に現行の例示を残すこととするが、一部の例示については各法令の記載に沿った表記に修正する。
- ・ 同じ地方支分部局であっても、機能の違いのため、機関によって分類番号が異なる場合にはそれぞれの例示を記載する。

指針⑨

3 地方公務の例示

【都道府県の機関、市町村の機関】

- ・ ○例示は、原則として、地方自治法などの法律の定めにより設置される機関を記載する。
- ・ ×例示は、公営事業所であるが他産業に分類される事業所のうち、他産業に分類されるかどうかの判断が難しい(誤りやすい)事例について記載する。また、大分類S(公務)の総説の「公務と他産業との関係」において箇条書きされた各項目に該当する産業を考慮して、現行の×例示を見直した。さらに、類似した×例示は割愛した。

Ⅱ 日本標準産業分類で使用する読点について

日本標準産業分類では、従来、読点として「,」(コンマ)を用いてきたが、今般、文化審議会によって示された「公用文作成の考え方(建議)」(令和4年1月7日文化審議会)において、「読点には『、』(テン)を用いることを原則とする。」とされたことから、改定案の読点を「,」から「、」に修正した。